

平成 24 年 5 月より、第 7 次水質総量規制基準が適用 環境省



水質総量規制は、閉鎖性海域において、昭和 54 年から 6 次にわたり化学的酸素要求量 (COD) を対象として、また第 5 次からは、窒素及びりんを新たに規制の対象項目に加えて実施されてきました。

その結果、東京湾の水質は改善されつつあるものの、COD、窒素及びりんの環境基準の達成率は現在もなお満足出来る状況にありません。このため、さらに汚濁負荷削減対策を推進すべく、第 7 次の水質総量規制が平成 24 年 5 月より実施されています。

第 7 次総量規制基準の適用については、以下の通りです。

- ① 平成 24 年 5 月以降に特定施設を新・増設または変更することによって特定排出水が増加する場合にあっては、増加する特定排出水の分について新・増設又は変更した日から、第 7 次総量規制基準が適用されます。
- ② 平成 24 年 5 月 1 日以降に特定施設を新・増設又は変更することによって、新たに指定地域内事業場となる場合にあっては、新・増設または変更した日から、第 7 次総量規制基準が適用されます。
- ③ ①・②以外の既設施設については、平成 26 年 3 月 31 日までは第 6 次総量規制基準が適用され、平成 26 年 4 月 1 日からは第 7 次総量規制基準が適用されます。

当社では、水質総量規制項目である COD、窒素、りんを始め、BOD 等生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 2 月 17 日付 埼玉県告示第 163 号
2012 年 5 月現在 埼玉県HP・東京都HP

生活環境箇所 清水いより

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問い合わせはこちら